

# 新たな時代における 「住民主体による福祉コミュニティづくり」を すすめるために



平成12年3月

東京都社会福祉協議会  
区市町村社協におけるTMC機能と権利擁護活動のあり方に関する研究委員会

## はじめに

本研究委員会が「社会福祉協議会と権利擁護」と題する中間報告をまとめてからほぼ1年が経過した。この間に、国では基礎構造改革の具体化に向けた検討が進み、介護保険制度による事業者の指定と要介護認定が開始されている。また、新たな成年後見制度が国会で可決され、地域福祉権利擁護事業は10月からスタートした。

中間報告では、地域福祉権利擁護事業が半年後に開始されるという状況を踏まえ、とくに社協における権利擁護活動の意義と課題を整理することを試みた。そして、権利擁護はとりもなおさず最も根源的な地域の福祉課題であり、TCM（トータル・コミュニティケア・マネジメント）により「住民主体の福祉コミュニティづくり」に取り組む社協にとって欠くべからざる視点でありテーマであることを確認した。

この最終報告では、主として、本研究の目的のひとつであるTCM（トータル・コミュニティケア・マネジメント）構想を各区市町村社会福祉協議会（以下「社協」とする）においてどのように具体化していくかについて提起している。また、その中で社協が地域において取り組むべき権利擁護活動のあり方についても、中間報告の内容をさらに掘り下げるよう努めた。ただし、地域福祉権利擁護事業については、すでに昨年10月から事業がスタートしているとはいえ、いまのところ利用ケースはごく少なく、準備段階、PR段階の域を出ていないことから、実際の事業展開を通じて事業内容を検証するには至っていない。

念のため付言すれば、TCM構想とは、平成10年に東京都内の区市町村社協が検討会を設けてまとめた「区市町村社協における今後の事業展開の方向性について（基本ビジョン）」の中で提起されている構想である。介護保険の導入や基礎構造改革の進展といった新たな状況の中で、社協が果たすべき役割とは何か。そうした問題意識に対する基本的な考え方を打ち出したものである。そのねらいとするところは、社協が既存の事業を最大限に活用しつつ、ボランティア活動や小地域福祉活動などのインフォーマルな活動領域に実績を持つという社協らしさを活かして、地域におけるトータルなケアマネジメントに積極的に取り組む。そして、そうした活動を通じて、社協の本来の役割である「住民主体による福祉コミュニティづくり」の強化を図ろうというものである。

このTCM機能の強化方策については、北区社協、調布市社協の両モデル地区における実践活動を踏まえ、なるべく具体的に提起するよう努めた。ただし、上記のようにTCMとは、社協の本来の役割である「住民主体による福祉コミュニティづくり」をすすめるための構想であり、その意味で、TCM機能自体が社協の本来の役割のひとつであるといえる。したがって、本報告の中で提起しているTCM機能のあり方は、あくまでひとつの参考モデルであり、実際には「住民主体による福祉コミュニティづくり」に取り組む社協の数だけそのスタイルはあるといっ

本報告が、地域福祉が激動する中で、確固たる役割を確立し果たしていこうとする社協にとって何らかの参考になれば幸いである。

平成12年3月

区市町村社協におけるTCM機能と  
権利擁護活動のあり方に関する研究委員会  
委員長 大澤 隆

# 目 次

はじめに .....	1
本報告書のあらまし .....	5
<b>第 1 部 TCM構想の具体化にあたっての基本的な視点とポイント</b> .....	<b>9</b>
Ⅰ TCM構想とは何か .....	11
Ⅱ TCMの視点 .....	12
Ⅲ TCMを考える際のポイント .....	13
<b>第 2 部 地域における権利擁護のあり方と社協の位置</b> .....	<b>17</b>
Ⅰ 社協が考えるべき新しい「権利擁護」の課題(※1) .....	19
Ⅱ 「権利擁護」をめぐる歴史的な経緯と現状(※1) .....	21
Ⅲ 住民の作品としての福祉と「権利擁護」～拠点としての社協(※1) .....	24
Ⅳ 社協における「権利擁護」への取り組みの視点(※2) .....	26
<b>第 3 部 TCM機能の活性化にむけての取り組み課題</b> .....	<b>29</b>
Ⅰ ケアマネジメント機能の確立にむけて .....	31
(1) TCM担当セクションの設定 .....	31
(2) 総合相談窓口の開設 .....	33
(3) 社協内TCM連絡会議の開催 .....	33
(4) 地域内の在宅介護支援センター等の連絡会の開催 .....	34
Ⅱ ボランティア、地域福祉活動推進機能の強化にむけて .....	34
(1) コミュニティケア・ミーティングの開催 .....	34
(2) 地域ニーズを基にした地域懇談会や学習会等の開催 .....	34
(3) 小地域福祉活動の活性化 .....	34
(4) 地域ニーズの投げかけによるボランティア活動の推進 .....	35
(5) 住民参加型在宅サービス実施団体連絡会の開催 .....	35
(6) 利用者や介護者の組織化 .....	35
(7) ミニデイホームやふれあいいいききサロン等の実施 .....	36
Ⅲ 権利擁護、サービス改善機能の確立にむけて .....	36
(1) 「権利擁護に関する学習会」等の開催 .....	36
(2) 地域福祉権利擁護事業への取り組み .....	36
(3) 成年後見制度への取り組み .....	37
(4) 「地域介護サービス向上委員会」等の実施 .....	37

IV 組織基盤の確立にむけて .....	37
(1) 理事会・評議員会でのTCM機能確立にむけての方針の決定 .....	37
(2) 職員会議によるTCM機能確立にむけた具体策の検討 .....	37
(3) 各種補助事業等の活用の検討 .....	37
(4) 財源の確保策の検討 .....	38
(5) 組織改定の検討 .....	38

## 第4部 モデル地区活動の状況と到達点 .....39

I 北区社協における取り組み .....	43
(1) モデル地区の概況～北区桐ヶ丘周辺地域～ .....	43
(2) モデル地区活動のすすめ方 .....	44
(3) CCMの取り組み状況 .....	45
(4) CCMの意義と成果(※3) .....	49
(5) CCMの課題(※3) .....	51
(6) 北区社協におけるCCMの今後の展望(※3) .....	53
付・デイホーム桐ヶ丘ーその設立と経緯 .....	57
II 調布市社協における取り組み .....	63
(1) モデル地区の概況 .....	63
(2) モデル地区活動のすすめ方 .....	64
(3) 課題 .....	67
(4) 今後の展望(※4) .....	70

## おわりに .....74

## 資料編 .....75

委員名簿 .....	77
「区市町村社協における今後の事業展開の方向性について」(基本ビジョン) (平成10年4月)より転載 .....	79

※1－橋本宏子副委員長 起草

※2－宮城孝副委員長 起草

※3－松田美智子委員 起草

※4－泰山涼子委員 起草

# 本報告書のあらまし

## なぜいまTCM（トータル・コミュニティケア・マネジメント）か

介護保険や基礎構造改革により、地域福祉のあり様は劇的に変容しつつあり、社会福祉協議会（以下「社協」とする）の事業運営も大きな岐路に立たされている。そうした中であって、社協が決して見失ってはならない役割は「住民主体による福祉コミュニティづくり」（→住民が自らの地域の福祉課題を自らの問題として捉え、共に学び、考え、行動することのできる地域社会づくり）をすすめることである。介護保険や基礎構造改革においても、利用者や市民の主体性や権利性が全面に打ち出されている。つまり市民の側が受け身ではなく、いかに主体的にサービスを選択、利用し、市民の力でよりよいサービスや地域福祉の仕組みをいかに創りだしていくかが問われているのである。

トータル・コミュニティケア・マネジメント構想（TCM構想）は、社協が時代の状況に的確に対応しつつ、「住民主体による福祉コミュニティづくり」を強力にすすめるための戦略である。「住民主体」と一言でいっても、住民が自分たちの地域を自分たちの手でよりよくしようと思立ち、自ら行動できるようにするためには、まず住民が地域の福祉課題を知らなくてはならない。そして、その課題に対応している公的な資源やサービスが何であり、そのどこに不足や問題があるかを知ることが、自分たちに何ができるかを考える出発点になります。社協として、そうした住民の気づきや行動を支援していくためには、まず社協自らが地域の具体的なニーズをしっかりと把握し、さまざまな関係者や機関とも連携してその解決に向けての対応に力を注ぐことが重要である。こうした取り組みを機能的にすすめることがTCMの主なねらいである。

## 住民の手づくりの権利擁護を

“権利”という日常生活ではまだまだ使い慣れない言葉には、対象を「特殊化」するイメージがついてまわるが、『人間が人間として生きることが阻害されている状態からの復権』を、権利と考えてはどうだろうか。そうすれば権利あるいは権利擁護は、もっと身近で日常的な私たち自身の、そして地域社会の課題と考えることができるだろう。

従来から社会保障に関する生存権は「国家と一人ひとりの国民の間の一対一の関係」として想定されてきた。しかし、人間の生存が実際には「他者とのかかわり」の中でしか保障されないものであるとすれば、多様な他者の存在こそ、より豊かな人間の生命活動を保障することになるはずである。

このようなことから、個人が他者の人権を確保することで、それが終局的には自己の人権の確保にも通じていく仕組みを、国家から相対的に独立したところに創りあげることが重要と考えられる。そして、「住民主体の福祉コミュニティづくり」を目標とし、トータルなコミュニティケアのマネジメントに取り組む社会福祉協議会は、このような仕組みの拠点として想定されてよいであろう。そして地域福祉権利擁護事業は、今後、社協が住民主体による手づくりの権利擁護を創りあげていく



にあたっての足がかりと捉えるべきである。

その際の基本的な視点として、①権利擁護についての啓発、情報提供、学習活動を活性化すること、②権利侵害に関するニーズを的確にキャッチする仕組みを確立すること、③社協機能を活かした対人援助に関する技術を開発すること等が求められる。

## どのようにTCMをすすめるのか

TCMは「住民主体による福祉コミュニティづくり」という社協の使命を追求するための発想であり、そもそも地域福祉をトータルにマネジメントすることは社協が日常的に取り組んでいる、あるいは取り組むべきテーマに他ならない。その意味からすると、TCM構想といっても必ずしも特別な事業に新たに取り組むことを意味するわけではない。むしろ既存の社協事業を点検し、それぞれの事業が社協の本来的な目標である「住民主体による福祉コミュニティづくり」にどれだけ活かされ、それらが相互にいかにつながっているかを確認することがまず重要である。そして必要ならば、それらの事業を社協の本来的な目標にそって見直し再編することが求められる。その上で、現在の社協に足りない部分、あるいは現状では打開しきれない課題に対応するため新たにどのような取り組みをすればよいのかについて検討することになる。

## それぞれの社協に応じたTCMと権利擁護の取り組みを

本研究委員会では、北区社協と調布市社協をモデル地区に指定し、そこでの実践活動を通じてTCMの具体化方策の一例を提示することを企図した。それぞれのモデル地区において、介護保険や基礎構造改革を目前に控えたこの時期にTCMを視点において社協らしい役割を模索し、住民とともに行動を起こしたという実践の意味は決して小さなものではなかった。

北区社協では、活動の対象を団地の建ち並ぶ地区に特定し、社協が従来から実施している在宅サービス事業や地域福祉活動の支援事業を有効に活かしつつ、コミュニティケア・ミーティング（以下「CCM」とする）という手法を中心に活動をすすめた。CCMを中心とした取り組みを通じて、地域住民と専門職が相互に理解し合う中で地域の福祉課題を明確化し、また権利擁護の課題についても共に考える貴重なきっかけとなるなど、大きな成果をあげることができた。

調布市社協では、市内の在宅介護支援センターと意見交換会を開催し、そこから抽出した事例をもとにCCMを行う一方で、介護保険制度における社協の新たな役割を模索して「市民による相談モニター組織」の立ち上げを構想している。このような市民とともにすすめる権利擁護の仕組みづくりの成否については、今後の取り組みを待たなければならないが、介護保険や基礎構造改革を目前に控え、調布市社協がさまざまな課題を抱えつつもそのスタート地点に立つことができたことは非常に意義深いものといえよう。

TCM構想においては、その名の示すとおり、居宅介護支援事業などのケアマネジメント事業に取り組むことを典型的な取り組み手法のひとつとして想定して

いる。それは制度化されたケアマネジメント事業を担うことが、利用者からの信頼、関係機関との連携、人員配置を含む条件整備などの点において、有利と考えられるからである。しかし一方で、公的な制度にはよらずに社協らしいコミュニティ活動や権利擁護活動を手づくりで展開していく手法が有効な場合もあり得ると考えられる。モデル地区活動の取り組みは、まさしくこのことを表しているともいえるであろう。

今後、各社協がそれぞれの地域状況と戦略の下でTCM機能を確立し、「住民主体の福祉コミュニティづくり」にアプローチしていくことが期待されている。



第 **1** 部

TCM構想の具体化にあたっての  
基本的な視点とポイント

# 第1部

## TCM構想の具体化にあたっての基本的な視点とポイント

### I TCM構想とは何か

都内の区市町村社会福祉協議会（以下「社協」とする）では、平成10年に「区市町村社協における今後の事業展開の方向性について（基本ビジョン）」をまとめた。この「基本ビジョン」では、区市町村社協のもっとも基本的な役割を「住民主体の福祉コミュニティづくり」にあると見定めた上で、それをすすめるための手法として「TCM構想」（トータル・コミュニティケア・マネジメント構想）を提起している。このTCM構想とは、介護保険の開始などの新たな状況の変化を踏まえ、区市町村社協がボランティア活動や小地域福祉活動などのインフォーマル部門に積極的に取り組んできたという特性を活かして、公的サービスに限らないトータルなコミュニティケアをマネジメントする役割を果たしていこうというものである。折しも、介護保険制度におけるケアマネジメント（居宅介護支援事業）という新たなシステムが登場した。基本ビジョンでは、こうした動きを踏まえ、有力なひとつの手法として、介護保険におけるケアマネジメント（居宅介護支援事業）に積極的に取り組むことをあわせて提起している。

この根底にある考え方は、上記のように、あくまで区市町村社協の基本的な役割を「住民主体の福祉コミュニティづくり」にあると見定めた上で、TCMへの取り組みをこの目的に向けて最大限に活用するということである。すなわち、TCMに取り組むことにより、具体的な福祉課題を的確にキャッチし、それを地域住民に投げかけ知恵と力を出し合って解決を図り、住民主体によるさまざまな福祉活動を活性化する。このような過程を通じて「住民主体の福祉コミュニティづくり」を強力にすすめることこそがTCMの真のねらいであるといえる。

したがって、TCMでは、介護保険における居宅介護支援事業を重視し、積極的に活用することを提起しているが、それは単に狭義のケアマネジメントを社協が手掛けること自体を目的としているわけではない。むしろそのような制度としてのケアマネジメントの実施の有無に関わらず、日常的な社協活動を通じて地域の福祉課題を的確にキャッチし、他のサービス提供団体やNPOなどの多様な関係機関との連携を図りながら地域住民とともにその課題解決への取り組みがすすめられるのであれば、それは広い意味でTCMの具現化に他ならないといえる。

TCMは、公的サービスの不備や不足をインフォーマルなサービスや活動で補うことを目的としているものでは決してない。必要に応じて一時的に公的サービスあるいは公的な地域福祉システムの不備を補うためにTCMが機能することはあり得るが、本来、公的責任の下に施策としてすすめられるべき課題については、住民や利用者の声や要望をとりまとめて公的な対応を促していくこともTCMの重要な機能の一部である。すなわち、TCMは公的サービスを時には補完し、ただし、発展させ、深めるものであり、その意味において、福祉サービスに総体的に厚みをつけ、その質を高めるためのシステムとしても位置づけられるものである。

以上のような考え方を踏まえ、以下では社協の本来的な役割である「住民主体による福祉コミュニティづくり」をすすめるためのTCM構想の基本的な視点とポイントを紹介する。また、第2部では、社協に新たに期待される役割である権利擁護活動のあり方について提言する。

## II TCMの視点

個別ニーズへの対応を通じてインフォーマルな活動の充実を重視する。

～TCMのもっとも重要なねらいは、トータルなケアマネジメントを行うことにより個別ニーズの解決を図ることももちろんであるが、それ以上に、ボランティア活動や小地域福祉活動などの住民主体の活動を活性化することにある。そのようにしてインフォーマルな活動を支援する機能が強化されてこそ、個別ニーズへのトータルな対応もよりきめ細かく行うことができるようになり、また社協が目指すべき「住民主体による福祉コミュニティづくり」に一步一步近づくことができる。

利用者の権利擁護を基本的な視点におき、エンパワーメントや施策提言の役割を重視する。

～TCMは、専門職を中心とした従来のケアマネジメントと違い、住民や利用者が主役となり、自らの地域の課題に対して知恵と力を出し合って解決を図るところにこそ意義がある。したがってその活動の根底には、住民や利用者こそが権利主体であるという確固たる信念がなければならない。その上で主役である住民や利用者を力づけ、必要であれば運動や施策提言に取り組むという視点も重要である。

公的サービスとインフォーマル活動の連続性と有機的連携を重視する。

～TCMのもっとも大きな特徴は、「住民主体の福祉コミュニティづくり」をその使命とする社協らしさを活かして、公的サービスだけでは対応しきれない、あるいは公的サービスにはなじまないようなニーズに対し、ボランティア活動や小地域福祉活動などのインフォーマルな活動を含めたトータルなケアマネジメントを行うことである。

生活全般にわたるトータルなニーズ把握とアセスメントを重視する。

～インフォーマルを含めたトータルなケアマネジメントを行うためには、通常の公的サービスを中心としたケアマネジメントでは十分に把握していないような、利用者のちょっとした困りごとや心配ごとなどを丁寧に把握し、本人や家族の気持ちを汲み取って、福祉分野に限らない生活全般を視野に入れたアセスメントをすることが重要となる。

個別ニーズへの対応を通じて関係機関のネットワークの形成を重視する。

～TCMを通じて個別ニーズへの対応に取り組むことにより、社協の本来的な役割のひとつである関係機関（NPO等を含む）の連絡調整、ネットワークづくりを着実にすすめることが可能である。とりわけ、社協が他の機関では実績の乏しいインフォーマルな活動領域への連結の役割を積極的に果たすことにより、関係機関との信頼関係を構築することが大切である。

### III TCMを考える際のポイント

#### 1 全ての地区、社協で状況に合わせて何らかの取り組みが可能

- ▶▶▶ 後述するように、TCMには地域や社協の状況に応じて多様な活動のバリエーションがある。人員配置等の条件整備を念頭におけば、たとえば在宅介護支援センターのような既存の施策を活用することが有効であるといえる。しかし、地域状況等によっては、必ずしも在宅介護支援センター等を実施しなくとも知恵と工夫によりTCM機能を強化することは十分に可能である。

#### 2 TCMは社協にとってひとつの手段であって目的ではない

- ▶▶▶ トータルなケアマネジメントに取り組むことは、社協にとって極めて有効な手法ではあっても、それが最終目的ではない。むしろ社協としてはTCMに取り組むことにより、そのメリットを最大限に活かしてボランティア活動や小地域福祉活動などを活性化し、「住民主体の福祉コミュニティづくり」をすすめることこそが重要である。

#### 3 介護保険は貴重な契機ではあるが、参入が目的ではない

- ▶▶▶ TCMにあっては、介護保険制度におけるケアマネジメントの仕組みを活用することが有望な手段として検討されてよい。それは、社協自らが居宅介護支援事業者になることにより人員配置や介護報酬の確保など一定の条件整備が可能となるし、利用者から分かりやすくニーズが入ってきやすくなる、またケアプランを通じて関係機関との連携も必然的にすすみやすくなる等のメリットが考えられるからである。ただし、繰り返し述べてきたように、社協にとってはこうして介護保険制度を活用することも、TCMを通じて「住民主体の福祉コミュニティづくり」をすすめるための一手法であり、参入すること自体が目的ではないことをわきまえておく必要がある。したがって、地域状況や条件によっては、たとえば障害者自立生活支援センターといった高令者分野以外の事業に取り組み、これを有効に活用することも考えられる。

#### 4 在宅サービスを実施することの意義を再確認する

- 社協が在宅サービスに取り組むのは、その事業を通じて地域の福祉ニーズがきめ細かく把握され、NPO等を含む関係機関との連携が密接となり、直接個別のニーズに関わる立場にあるという“当事者性”をもって住民や関係者と向き合えるようになることにその意義がある。今後、社協がTCMに取り組むことにより、住民のニーズ把握や社協の当事者性の確保といった面で在宅サービスを直接実施することの意義を相当程度補うことになると考えられる。したがって、TCMを展開する社協としては、在宅サービスを実施する場合にはこれまで以上にその事業を「住民主体の福祉コミュニティづくり」にどのように活かすかを改めて検討し、目的意識をもって実施することが必要である。

#### 5 事業者と競争するのではなく、ネットワークづくりを

- いうまでもなく社協の本来の目的のひとつは連絡調整であり、関係機関のネットワークづくりである。TCMも関係機関のネットワークづくりがすすまなければ十分に機能することは難しい。その意味から、TCM機能の確立を目指す社協が、居宅介護支援事業やその他の在宅サービスに取り組むにあたっては介護保険における競争原理に安易に与し、地域内の事業者の競争相手となることは本末転倒といわなければならない。むしろ社協としては、事業者にとって採算が合わないようなケースや、介護保険や公的サービスの対象とならないニーズにきめ細かく対応することにより、行政や事業者、NPO等を含む関係機関から理解され、信頼されるように努めなければならない。そして、そうした実践を通じて事業者のネットワークづくりをすすめることもこれからの重要な視点である。今後の社協にとって、一層の経営努力は当然の前提としても、関係者からその独自の役割を理解してもらうことにより、一定の公費補助が安定的に保障されるようにしていくことが基本的な経営戦略であるといえよう。

#### 6 CCM（コミュニティケア・ミーティング）はTCMをすすめる際の有力な一手法

- 具体的な地域のケースをもとに、そのケースに関わる（あるいは関わる可能性のある）専門職や地域の関係者が集い、その課題の解決に向けて知恵と力を出し合う場であるコミュニティケア・ミーティングは、TCM機能を発揮することにより「住民主体の福祉コミュニティづくり」をすすめる社協の最も典型的な取り組み手法のひとつといえる。こうした場をきめ細かく持つことにより、TCMのねらいやその中での社協の役割を関係者にPRすることができるだけでなく、そこから専門職と地域住民の相互理解が生まれ、専門職による「点」としての個別ケアを地域住民による「面」としての地域活動につなげることが期待される。また、コミュニティケア・ミーティングを通じて関係者のネットワークが生まれ、地域で多様な福祉活動が育つことにより、その後のケースへの対応の際に迅速かつ効果的な対応が行いやすくなるという効果も重要である。

#### 7 条件整備は事業展開をすすめながら

- 新たな役割に取り組もうとする社協からよく聞かれる悩みとして、財源の保障がない、必要な人材が配置できないといったことがある。たしかに、財源の見通しも人手もない中でむやみに新たな事業に取り組むことは慎重にならざるを得ないだろう。しかし、これからの厳しい状況の中では実績のないところに予算はつかないし、実行なくして財源は集まってこない。職員の専門性にしても、研修や資格取得はもちろん大切であるが、それ

と並行して実際の事業を通して経験を積むことに勝る人材育成策はあり得ない。

TCMは、上記のように状況に応じて多様な取り組み方策を選定することが可能である。リスクをなるべく小さくする中で身の丈に合った実践に着実に取り組んでいくことは、経営者の責任ともいえるであろう。既存の事業を見直し、貴重な財源と人材を最大限に有効活用する中でTCMの実績を積み、専門性を高めていくとともに、関係者の理解を広げていくといった姿勢が重要である。そうした取り組みをすすめてこそ、行政に対しても人員配置を含めた必要な財源確保について理解と協力を求めることが大きな意味を持つであろう。

## 8 役員、職員のコンセンサスとアイデンティティが最大のポイント

- ▶▶▶ 以上のような視点からTCM機能の確立に向けて事業展開を図っていくにあたっては、その前提として社協の役員、職員全体の明確な目的意識の統一が必要不可欠である。TCMはひとつの特定の事業だけで推進されるものではないし、特定の事業部門の職員だけで担われるものでもない。社協のあらゆる部門、そしてすべての役職員が関わり、役割分担し、協力しあってこそTCMはその実をあげることができる。そのためにも、役員、職員全体の意識統一と実施計画の共有化を図り、全体のモチベーションを高めていくことがTCMの成否の鍵を握っているといっても過言ではないであろう。

## 9 権利擁護は地域の中で受けとめる

- ▶▶▶ TCMに取り組む社協にとって権利擁護は本質的な視点のひとつである。その前提には、地域福祉の権利主体は住民であり、住民こそがすべての主役でなければならないという考え方がある。したがって、権利擁護の課題も社協や専門職が抱え込むのではなく、その課題をさまざまな形で地域住民に投げかけ、すべての住民の権利が護られるような地域づくり、多様な権利擁護の仕組みづくり、あるいは必要な施策提言につなげていくという視点が重要である。

このような考え方に基づき、地域福祉権利擁護事業についても、基幹的社協、協力社協を問わず、積極的に取り組み、社協らしい事業展開を図ることが求められる。